

安全の手引き

2022年1月

在アラブ首長国連邦日本国大使館

I 序言

海外に居住する日本人は約135万人となり、不幸にして日本人が外国で事件や事故、さらには騒乱や戦闘に巻き込まれる事例が発生しています。現在の国際社会においては、そのような場合に、国家主権の原則の下、領域国の法令が適用されます。また、問題の解決は、国内救済の原則に基づいて第一義的には当該国の手続きに従って進める必要があります。したがって、海外では日本国内と同じような保護や救済が得られるとは限りません。

在外公館は、在留邦人の皆様の生命・身体・財産の保護をその使命の一つとしています。しかし、国家主権の原則の下で在外公館にできることには自ずと限界があります。したがって、在留邦人の皆様におかれては、海外では日本国内の場合にも増して自らの安全を確保するために皆様自身が最大限の努力を行うことが不可欠です。

UAEの治安情勢は比較的安定しているものの、中東地域自体に不安定要因があることも否定はできないことから、「UAEにはテロの危険性はない」、「日本人はテロの対象ではない」と安易に考えることなく、テロに対する警戒意識を高めることが必要となっています。

テロに限らず、安全に関わる様々な事態を想定し、日頃から準備しておくことは、万一の事態が発生した場合に可能な限り円滑に対応する上で重要です。この「安全の手引き」はそのような準備に役立てていただくために作成したものです。

この手引きでは、在留邦人の皆様の安全に影響を及ぼす事態として一般犯罪、テロ、交通事故、大規模緊急事態を想定し、これらの事態への備えを説明しています。本手引きを参考にいただき、緊急事態への対応を準備し、防犯に努めていただくようお願いいたします。また、本手引きにつきお気づきの点があれば、当館領事警備班までご連絡いただければ幸いです。

Ⅱ、防犯の手引き

1 防犯の基本

(1) 心構え

最近では、インターネット等を通じて、犯罪者から日本人は他の外国人と比較して無警戒・無防備であると思われるようになっていきます。このことを自覚した上で、自分と家族の安全は自分達で守るとの心構えの下、予防のために必要な努力と経費を惜しまず、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」の三原則に留意する必要があります。

(2) 宗教的な配慮

当国はイスラム教の国であることから、無用のいざこざを避けるためにも次のような配慮が必要です。

ア 女性は露出の多い服装を避ける。

イ 公に認められている場所以外での飲酒や豚肉の食事を避ける。

ウ ラマダン（断食月）期間中に戸外や人前で飲酒，飲食，喫煙をしない。

エ 礼拝中の人に話しかけたり，前を横切ったりしない。

オ 人前で王室、政府、宗教を批判しない。

(3) 当局への通報

事件・事故に遭った場合には、速やかに警察に連絡してください。言葉の問題で意思疎通が困難な場合には、信頼できる同僚・友人・知人等に依頼してください。【別添2「緊急時の連絡先一覧」参照】

2 アブダビにおける犯罪発生状況

アブダビの治安状況は比較的安定していると言われていますが、一般犯罪に関しては、明確な統計は公表されていません。報道されている限りでは、女性や子供を対象としたわいせつ事案、犯罪集団による強盗事案等が散見されるほか、高級住宅地の戸建て家屋を対象とした強盗殺人事件等の発生もみられます。また、薬物の密輸事案の摘発、薬物の所持、使用に関する摘発例も多く報じられています。近年では、SNS等を通じた詐欺被害の発生が多く、当局が被害防止のための啓発を行っています。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居の防犯

ア 建物（建物の状況によっては、室内の防犯を強化する。）

- ・建物内部に第三者が勝手に出入りできない構造か。
- ・全ての出入口は、管理人又は守衛によって管理されているか。
- ・周辺に犯罪者が身を潜めるような場所や死角はないか。
- ・出入口付近の照明設備は整っているか。
- ・夜間の出入口管理は万全か。
- ・駐車場の出入管理，照明設備，夜間の管理は万全か。
- ・警報装置，火災ベル，非常階段は設置されているか。
- ・犯罪者が侵入しやすい住居の弱点はないか。

イ 住居

- ・扉や扉の枠は頑丈か。
- ・2つ以上の錠前やしっかりした防犯チェーンがついているか。前任者の住居を引き継ぐ場合、鍵は交換したか。
- ・覗き穴、インターホン等、訪問者を確認する手段があるか。
- ・玄関扉以外の扉の強度や施錠はしっかりしているか。
- ・周辺に照明設備（常夜灯）があるか。
- ・窓や窓枠は頑丈か。

ウ 家庭

- ・管理人や守衛を完全には信用しない。
- ・入口を常に施錠する。
- ・貴重品、現金等は鍵のかかるところに保管する。
- ・来訪者は必ず覗き窓で確認した上で、扉を開ける。
- ・休暇時は新聞の配達を中断する。
- ・電話をとる際、こちらから名乗らない。
- ・間違い電話に対して、こちらから番号を教えない。
- ・日頃から家族と安全対策について話し合い、住居に異常があった際の行動を決めておく。特に子供に対しては来訪者に対する警戒、電話応対時の注意、親がいない際の注意事項を教える。
- ・使用人に玄関の扉は常に施錠させる。
- ・使用人に来訪者は覗き窓で確認させる。
- ・使用人に工事人等の来訪の際は主人の指示を仰がせる。
- ・使用人の友人・知人を住居に連れてこさせない。
- ・使用人との関係を良好に保つよう心がける。

(2) 外出時の防犯

ア テロへの警戒

- ・単独行動を避ける。
- ・習慣的行動を避ける。（通勤経路は複数用意する）
- ・日常の外出、国外渡航のいずれに於いても、予定、行き先、連絡先、帰宅時間を家族や友人に伝えておく。
- ・携帯電話にあらかじめ緊急時の連絡先となりうる番号を保存しておく。
- ・安全な避難先を決め、経路を確認しておく。
- ・不審物や不審者に気を配り、異常を感じた場合は、すぐにその場を離れる。また、緊急連絡先に連絡する。

イ すり、ひったくり防止

- ・深夜の外出、特に単独の外出は避ける。
- ・歩道の建物側を歩く。ハンドバック等は建物側に持つ。
- ・高価な装身具を身に付けない。多額の現金や貴重品を持ち歩かない。
- ・ウエストポーチやポシェット等は、自分の前に抱えて持つ。なお、ウエストポーチの着用、ポシェットやショルダーバックのたすきがけは、ナイフ等で紐を

切られたり，ひったくられた後に引きずられて大怪我をする原因となることもあるため，必ずしも安全とは言えない。

- ・お金を支払う時は，周囲に注意を払い，財布の中を他人に見られないようにする。
- ・ズボンの後ろポケット等，外から見えるところに財布を入れない。

ウ 置き引き、車上荒らし防止

- ・かばん等は体から離さず，自分で管理する。
- ・ホテルやレストランでも目の届く位置にかばん等を置き，置き引きを警戒する。
- ・自動車内に貴重品を残さない。犯罪者は，日本人の自動車のトランクに貴重品が置かれていることを知っているので，トランクも安全とは言えない。
- ・短時間であっても，自動車を離れる際はドアを全てロックする。

エ タクシー利用時の犯罪防止

- ・運転手が行き先を理解しなければ，下車して次のタクシーを待つ。
- ・行き先までの地図を頭に入れておく。目的地周辺の地理を把握しておく。
- ・値段交渉での乗車は避ける。
- ・危険を察知したら，ためらわずに停車時に下車する。

オ ホテル宿泊時の犯罪防止

- ・携行しない金品や旅券等は部屋やフロントの金庫に預け，部屋に放置しない。
- ・在室中は防犯チェーンを掛けておき，ロックされても不用意にドアを開けない。
- ・不審な電話や訪問を受けた場合は，ドアを開けて応対せず，フロントに連絡する。

カ 痴漢、性犯罪防止

- ・大きく肌を露出した服装や人目を引く派手な服装は避ける。
- ・エレベーターを利用する際は，見知らぬ男性と2人だけの同乗は避ける。
- ・夜間の一人歩きは避け，複数で行動する。
- ・路地等の込み入った場所はなるべく避け，止むを得ない場合は複数で行動する。

キ その他

外国人労働者のたむろしている場所にはなるべく近寄らない。

4 交通事情と事故対策

(1) アブダビの交通事情

アブダビは，一般に道路は良く整備され，カメラやセンサーによる監視及び罰則が強化されています。しかし，日本と比べて車両は相当の高速で走行している上，運転マナーは悪く，交通法規も必ずしも遵守されていません。特に，過度にスピードを出して暴走する，車間距離を詰めて走る，合図を出さずに進路変更する，中央車線から右左折する，歩行者が急に飛び出すといった予見し難い行動が事故の原因となっています。したがって，運転する場合も，歩行する場合も，「相手は何をしてくるか判らない」という前提で自己を防衛する行動をとることが必要です。

(2) 運転の際の注意

ア まずは、安全運転3原則を遵守することが前提です。

- ・交通法規の遵守：シートベルトを着用し、制限速度、信号、車線、一時停止を守る。
- ・防衛運転：安全速度を守り、車間距離を保持し、左右の安全を充分に確認し、運転中に携帯電話をかけない。
- ・飲酒運転の厳禁：飲酒運転は重大事故につながる大変危険な行為であるとともに、飲酒状態で事故を起こした場合、処罰が非常に重くなる。

イ アブダビの交通事情に合わせた防衛運転を身に付けることが必要です。

- ・前後左右の目視を徹底する。
- ・ラウンドアバウト及び道路の合流・分岐箇所は特に周囲の行動に注意する。
- ・バンプス（車両を減速させるため道路上に設置された突起）に注意する。特に、夜間は見落とさないように注意する。
- ・道路工事等に注意する。車線が突然減少することがある。
- ・左折時の信号が遅れる場合があるため、左折する場合はあらかじめ車線は左側に寄せておく。
- ・夏の高速道路走行時には、パンクが多発するので、予備タイヤや水等を自動車に積載しておく。

(3) 事故に遭った際の対応

- ・交通事故の当事者となった場合は、あわてず冷静に対処する。
- ・まず、自己の安全を確保する。三角表示板や発煙筒等を使って追突を防ぎ、自身は安全な場所に退避する。
- ・人身事故の場合は、負傷者の救済に当たる。救急に連絡する。
- ・警察に連絡し、警察証明を取得し、保険会社に連絡する。
- ・警察が到着するまで現場を保存する。例え渋滞の原因になろうとも原則として車両は動かさない。移動してしまった場合、自分に不利に受け取られる場合がある。負傷を伴わない軽微な事故の場合は、事故現場近傍で、他の交通の妨害にならない場所に移動させる。
- ・警察官はアラビア語しか解さない者も多く、事故相手がアラビア語話者であった場合、真実でないことも含め、事故相手の主張のみを受けて調書が作成されてしまう虞があることから、会社の現地スタッフ等、アラビア語話者の協力を受けて対処することが望ましい。
- ・相手の氏名、連絡先を記録する。（可能であれば対応した警察官の名前も記録）
- ・相手の言いなりにはならない。示談には安易に応じない。
- ・保険会社に通報する。

5 テロ・誘拐対策

(1) テロ

アブダビにおいて日本人を対象としたテロ事案の発生はみられませんが、これまで、シリア、チュニジア、バングラデシュ等において日本人が殺害されたテロ事件が発生しています。また過去にも風刺画問題等の社会情勢に呼応して、イスラム過激派組織の思想に影響を受けた個人等が引き起こす一匹狼（ローンウルフ）型等のテロの発生や、テロ組織等によるアブダビへの攻撃事案はみられるところ、当地においても日本人や日本権益が標的となるテロが発生する可能性は否定できません。このような情勢を十分に認識して、誘拐、脅迫、テロ等に遭わないよう、また、巻き込まれることがないように、関連情報の入手に努め、日頃から危機管理を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を心がけてください。

（２）誘拐

ア UAEでは件数は多くないものの、身代金目的や怨恨による誘拐事件が過去に発生しています。また、誘拐の目的は上記に限らず、テロ組織の人質とすべく行われる可能性も想定する必要があります。

イ 誘拐犯は、一般に誘拐する対象者の選定、対象者の行動の下調べなど、長期にわたって準備を行うのが一般的です。したがって、こうした兆候をできるだけ早く察知することが誘拐防止につながります。また、子供に対する性的犯罪を目的とする誘拐が行われることもあります。

ウ 予防のために以下のことにご注意ください。

- ・ 自宅、勤務先を出るときに周囲の状況を確認する。
- ・ 通勤経路はたびたび変更する。
- ・ 乗車後は確実にドアをロックする。
- ・ 人通りの多い場所などでは子供の手をつなぎ、親の目の届かない場所で単独行動をさせない。例えば、モールのトイレにも必ず親がついて行く。
- ・ 知らない人について行かないように子供に言い聞かせる。
- ・ 助けを呼ぶ場合の最低限の表現を教える。

（３）国際的な子供の連れ去り

国際結婚のご夫婦で不幸にして結婚生活が破綻してしまった場合などに、一方の親が他方の親に無断で子供を国外に連れ出すことは、法的な問題となる場合があります。UAEにおいては、父母のいずれもが親権を有する場合に、他方の親の同意を得ることなく一方の親が国外に子供を連れ去ることは刑罰の対象となります。またUAEの法律においては、父親がUAE国籍者の場合、一般的に親権は父親側に有利となるような規定となっており、裁判での決着を望む場合は、多額の費用負担が生じる傾向にあります。親権に関わる具体的な問題をお持ちの方は、弁護士などの専門家にご相談ください。

6 緊急時の連絡先一覧

【警察・消防】

- ・ 警察・救急（全首長国共通）： 9 9 9
- ・ 消防（全首長国共通）： 9 9 7

・移民局（コールセンター）： 6 0 0－5 2 2 2 2 2

【日本政府関係機関】

・在アラブ首長国連邦日本国大使館

代表電話： 0 2－4 4 3－5 6 9 6

代表FAX： 0 2－4 4 3－4 2 1 9

領事警備班FAX： 0 2－4 4 3－6 6 9 3

大使館ホームページ：<http://www.uae.emb-japan.go.jp>

・在ドバイ日本国総領事館

代表電話： 0 4－3 3 1 9 1 9 1

代表FAX： 0 4－3 3 1 9 2 9 2

・在オマーン日本国大使館

代表電話： 0 0－9 6 8－2 4－6 0 1 0 2 8

代表FAX： 0 0－9 6 8－2 4－6 9 8 7 2 0

・外務省

代表電話： 0 0－8 1－3－3 5 8 0－3 3 1 1

領事局海外邦人安全課直通電話： 0 0－8 1－3－5 5 0 1－8 1 6 0

外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp>

【その他】

・日本人会（アブダビ石油総務部）： 0 2－6 6 6－1 1 0 0

・NHK国際短波ラジオ放送： 周波数
○03：00～05：00
9 6 2 0 k Hz
○17：00～19：00
9 7 6 5 k Hz
○19：00～21：00
9 6 7 0 k Hz

警察への緊急通報等では、要点のみ簡潔に伝えることが重要です。当国の警察官がアラビア語しか理解しないこともありますので、最低限のアラビア語を覚えることも有益です。

○「救急車」	=	サイヤーラ エスアーフ
○「警察」	=	アッシュルタ
○「パトカー」	=	サイヤーラ シュルタ
○警察を呼んでくれ	=	イッタスイル ビッシュルタ
○助けて	=	ナジュダ または ヘルプ（英語）

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1 平素の準備

(1) 連絡体制の整備

ア 「在留届」を遅滞なく当館に提出してください。その際、必ず電話番号及びメールアドレスをご記入願います。皆様の連絡先は当館から安全情報等をご連絡する際に必要になります。また、住所、電話番号等の届出事項の変更及び帰国の際には、変更届及び帰国届も提出してください。

【在留届、変更届、帰国届の提出方法】

① 電子届出

関連URL：<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

② メールでの提出

領事関係メールアドレス：consular@ab.mofa.go.jp

③ 窓口での提出

大使館の場所：Mubarak bin Mohammed Street (12th Street)の
Hazza bin Zayed Street (11th Street)と
Delma Street (13th Street)の間

窓口受付時間：月～木 8：00～14：00
金 8：00～11：00

イ 緊急時には、当館より在留届に記載のあるメールアドレス宛に緊急一斉通報を行います。また、個別に所属先、ご自宅、携帯等に電話連絡する場合があります。
ウ 3ヶ月未満の短期間、旅行、出張等で第三国に渡航する場合は、「たびレジ」への登録して頂くと、渡航先を管轄する日本大使館、総領事館が発出する情報が、登録頂いた自身のメールアドレスに送信されます。

(2) 避難場所の想定

ア 緊急事態が発生した時の自宅以外の避難場所を予めご家族で話し合っておくことをお勧めします。

イ 状況によっては、当館が当館事務所を避難場所と指定する場合があります。そのような場合に備えて、日頃より当館事務所に至る道筋を確認しておくことをお勧めします。

(3) 携行品、非常用物資等の準備

ア 旅券、滞在許可書、現金、貴重品等の最低限必要な携行品の所在を確かめておくことをお勧めします。

イ 大規模緊急事態が発生すると、それまで販売されていた食料、水、燃料といった生活必需品が一夜にしてなくなることもあります。また、当地の過酷な気象条件からも、備蓄の有無が生命に関わる事態も起こり得ます。こうした事態にも備え、普段から少なくとも10日分の非常用食糧、飲料水、医薬品、燃料等を準備しておくことをお勧めします。

2 緊急時の行動

(1) 情勢の把握

ア 緊急事態が発生するか、発生する恐れがある場合に、当館は情勢を判断した上で皆様へご連絡します。当館からの連絡には、通常の場合、外務省海外安全ホームページ、当館ホームページ、一斉メール、SMS、固定電話、携帯電話、FAX、NHK国際テレビ放送、国際短波ラジオ放送等を使用します。

イ 流言飛語に惑わされることなく、各自でも報道等を通じた情報収集を心掛けてください。また、外務省の海外安全ホームページをご参照ください。【危険情報の種類については別添1参照】

ウ 衛星電話は緊急時の通信手段として大きな力を発揮しますので、特に企業での保有についてご検討をお勧めします。

(2) 自宅待機

一般論として言えば、騒乱や戦闘などの緊急事態が発生した際には、事態が落ち着くまで自宅で待機することをお勧めします。事態発生から数日で混乱が収束することもあります。

(3) 一時退避

ただし、自宅周辺が危険な状況にあり、一刻も早くその地域から離れる必要があると判断される場合には、経路の安全に注意しつつ、より安全と思われる場所に退避することも排除されません。

(4) 国外への退避

ア 事態の悪化が予想される場合には、その前に定期商用航空便によって国外に退避することが最善です。

イ 状況によっては、在留邦人の退避のために日本国政府による臨時航空便やバスを手配することがあります。この場合、運行計画や集合日時及び場所等は上記(1)アの手段によって当館よりご連絡します。なお、利用に当たっては、誓約書の提出、正規の片道エコノミー料金相当額の現金による支払いが必要となります。【別添2「緊急時の連絡先一覧」参照】

(5) 当館への通報等【別添2「緊急時の連絡先一覧」参照】

ア 皆様が他の在留邦人の方々にも共有すべき事態に遭遇された場合は、速やかに当館にご通報ください。

イ ご自身や家族、他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶ恐れがある場合は、警察へ通報するとともに、当館にもご連絡ください。

ウ 一時退避や国外退避の場合、可能な限り当館へその旨をご連絡ください。当館への連絡が困難な場合は、日本の外務省領事局海外邦人安全課にご連絡ください。

3 チェックリスト

(1) 持ち出すもの

ア 旅券、身分証明書等

①UAEを含め、国によっては入国に際して旅券に6ヶ月以上の残存有効期間があることを要求する場合がありますので、旅券の残存有効期間を確認し、6ヶ月以下の場合は、新しい旅券を取得しておくことをお勧めします。

【旅券発給申請の手続き】

必要なもの：

- 一般旅券発給申請書（大使館にございます）
- 写真 1 葉（縦 4. 5 c m、横 3. 5 c m、顔の縦の長さ 3. 4 c m 程度、正面、無帽、無背景、過去 6 ヶ月以内に撮影されたもの）
- 戸籍謄抄本 1 通（新規申請、現在所有する旅券が有効期限切れの場合）
- 現在所有する旅券
- 発給手数料（年度によって改訂されますので、お電話もしくは大使館ホームページにてご確認ください。）
- 窓口受付時間
 - 月～木 8：00～14：00
 - 金 8：00～11：00

②旅券の最終頁の「所持人記載欄」のすべての項目に記入しておいてください。

③旅券に加えて、滞在許可証等、当国での身分を証明できる書類を直ちに持ち出せるようにしておくことをお勧めします。

イ 現金及び貴重品

現金及び貴重品は、直ちに持ち出せるようにしておくことをお勧めします。現金は、家族全員が 10 日間生活できる程度の外貨及び当座に必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。

ウ 家族との情報共有

上記の旅券、滞在許可証、現金、貴重品等の保管方法や場所等については、日頃から家族にも周知しておくことをお勧めします。

エ その他の携行品

①衣類・着替え：天候急変の可能性や身の安全を念頭に置いて、長袖・長ズボンをお勧めします。また、動きやすく、目立たないもの、麻や綿等吸湿性・耐久性に富む素材のものをお勧めします。

②履き物：履きやすく、靴底の厚い頑丈なものをお勧めします。

③非常用食糧等：自宅に待機する場合も想定して、日頃から家族が 10 日間程度生活できる量の米、調味料、缶詰、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及び飲料水を準備しておくことをお勧めします。自宅を離れて避難する場合には、缶詰、インスタント食品、粉ミルク、飲料水など、簡単に食べられるものを携行してください。

④医薬品等：常用薬のほか、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、救急絆創膏などを携行してください。

⑤その他：懐中電灯、予備電池、蠟燭、ライター、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙皿、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災頭巾（クッションで代用が可能）などが役に立つこともあります。

（2）移動手段（陸路での退避の場合）

ア 自動車をお持ちの方は、常に整備しておくことをお勧めします。

イ ガソリンは常時満タンにしておくことをお勧めします。

ウ 車内には、懐中電灯、地図、飲料水等を常に備えておくことをお勧めします。

エ 自動車をお持ちでない方は、レンタカー会社の連絡先を調べておいたり、自動

車を有する友人等に依頼しておくなどにより，自動車を利用できるようにしておくことをお勧めします。

オ 携帯用燃料タンク，車内用携帯電話充電器を備えることをお勧めします。

カ 当地の運転免許証及び国際運転免許証を取得しておくことをお勧めします。なお、免許証の有効期限にご注意ください。

(別添)

「危険情報」

「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

安全対策の4つの目安（カテゴリー）

「レベル1：十分注意してください。」	その国・地域への渡航，滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに十分な安全措置をとってください。
「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）
「レベル4：退避を勧告します。渡航は止めてください。（退避勧告）」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域への退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。